

事務所通信

(第134号)

税理士法人光成会計事務所
I O S 株 式 会 社

歯科医院経営成功のために ～ 中小企業向け所得拡大促進税制の概要 ～

I 所得拡大促進税制とは

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除ができる制度です。

平成30年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主については平成31年分）からは制度が大きく変更されました。

II 適用要件

- ① 給与総額が前事業年度を上回っていること。

給与総額とは、全ての国内従業員に支払った給与等の総額のことです。

※役員、役員の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に支払った給与等の額は含まれません。

- ② 継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業年度比で1.5%以上増加していること。

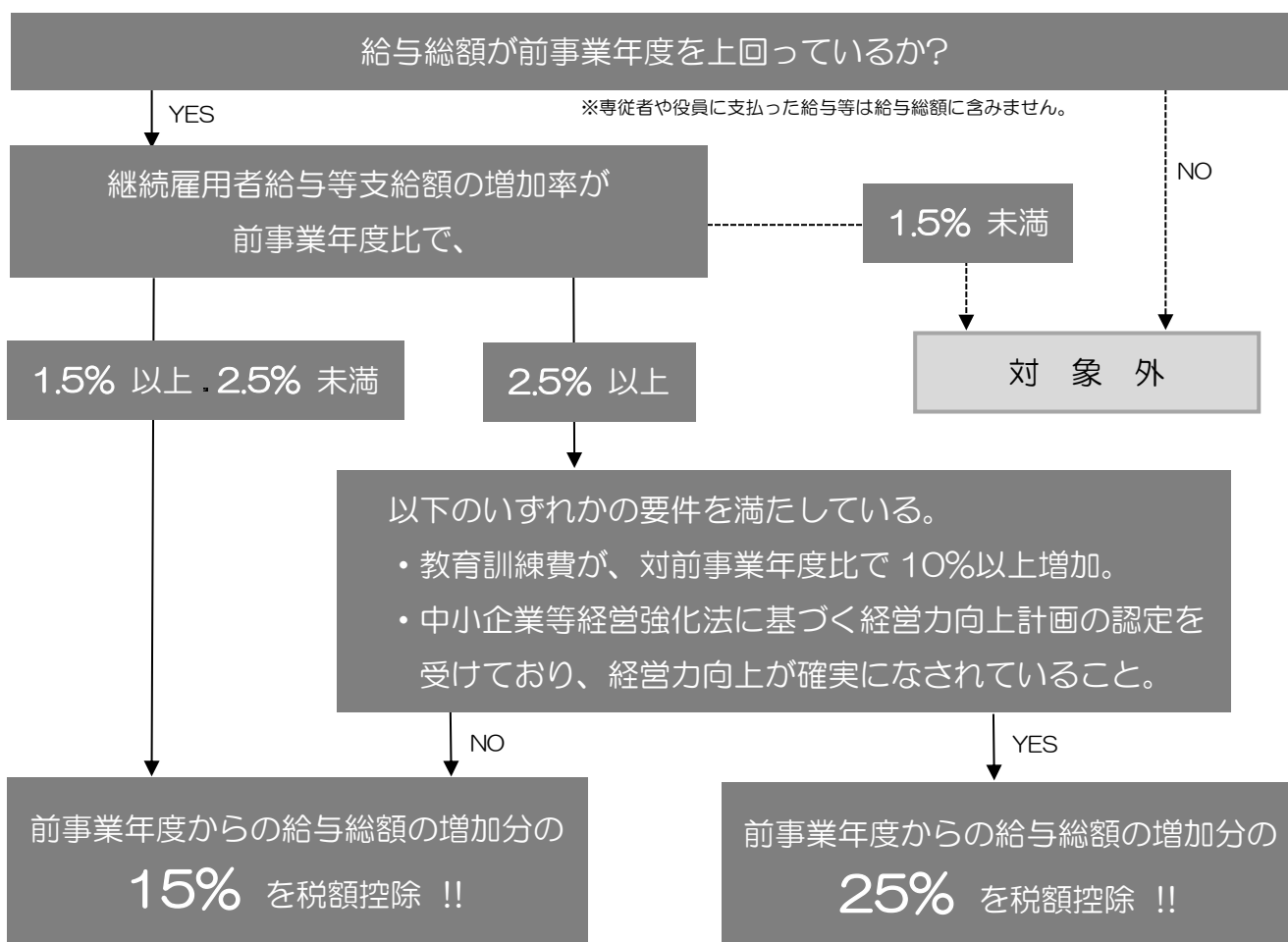
継続雇用者とは、以下の全ての要件を満たすものを指します。

- (1) 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であること。
- (2) 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であること。
- (3) 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないこと。

※継続雇用者に該当しない者の例

- ・ 全事業年度または適用事業年度の途中で採用された者、退職した者
- ・ 全事業年度または適用事業年度の全てまたは一部の期間において産休・育休により休職しており、その間給与等の支給がない月があった者
- ・ 前事業年度または適用事業年度の全てまたは一部の期間においてパート・アルバイト等により、雇用保険の一般被保険者でなかった者
- ・ 前事業年度の開始以降適用年度終了までの間に高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となった者

〈 中小企業向け 所得拡大促進税制 〉 適用の要件



Ⅲ 税額控除

適用要件を満たす場合、前事業年度からの給与総額の増加額に対して15%の税額控除を受けることができます。雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除します。簡単に言いますと、国内雇用者に支払った給与等の総額について前事業年度から増加した金額の15%を税額控除します。ただし調整前法人税額(個人事業主の場合は調整前所得税額)の20%が上限です。

【税額控除の計算例】

雇用者給与等支給額 (適用年度)	110,000,000円
比較雇用者給与等支給額 (前事業年度)	100,000,000円
給与等の増加額	10,000,000円
給与等の増加額×15%	1,500,000円

例1) 調整前法人税額が8,000,000円の場合
 税額控除額の上限は、
 $8,000,000円 \times 20\% = 1,600,000円$
 となるため、1,500,000円の税額控除

例2) 調整前法人税額が6,000,000円の場合
 税額控除額の上限は、
 $6,000,000円 \times 20\% = 1,200,000円$
 となるため、1,200,000円の税額控除